

社会福祉法人高水福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ)障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ)障害児通所支援事業の経営
 - (ハ)相談支援事業の経営
 - (ニ)移動支援事業の経営
 - (ホ)地域活動支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人高水福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域で暮らす障害をお持ちの方を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、長野県中野市大字田上322番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が必ず出席し、かつ、外部委員の1名以上が必ず賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任

期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 2名以上
 - 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする
 - 3 前項の常務理事をもって社会福祉法45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の免除)

第19条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「所長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 所長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金1,000,000円
- (2) 長野県飯山市大字常盤100番地所在の次の建物
障害者支援施設常岩の里ながみね舎
1954.66 平方M鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
短期訓練棟
58.78平方M木造平屋建て
長野県飯山市大字常盤字北長峰 105 番地
作業所・物置
103.92 平方 M 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
長野県飯山市大字常盤字北長峰 100 番地
作業所・物置
34.21 平方 M 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

長野県飯山市大字常盤字北長峰 100 番地
作業所・物置
191.9 平方 M 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
長野県飯山市大字常盤928番55所在の次の建物
地域交流ホームひだまり
256.47 平方 M 鉄筋コンクリート造り
長野県飯山市大字常盤70番地所在の次の建物
すてっぷ
62.93 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
長野県中野市大字笠原765番地1所在の次の建物
障害者支援施設のぞみの郷高社舎
1976.70 平方 M 鉄筋平屋建て
作業棟
65.52 平方 M 木造平屋建て
地域交流ホーム
304.35 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき二階建て
作業所
41.12 平方 M 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て
作業所 (ひまわり棟)
91.09 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
託児所
53.58 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
長野県中野市大字柳沢25番地5所在の次の建物
共同生活援助事業柳沢ホーム舎
121.78 平方 M 木造二階建て
長野県飯山市大字野坂田321番地1所在の次の建物
多機能型障害福祉サービス事業所ふくら工房ふるさと舎
550.22 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
長野県飯山市大字常盤152番地5所在の次の建物
共同生活援助事業ときわホーム舎
211.4 平方 M 木造二階建て
77.84 平方 M 木造平屋建て
長野県中野市大字柳沢22番地1所在の次の建物
共同生活援助事業ホームさんぽみち舎
182.18 平方 M 木造平屋建て
長野県中野市大字田上103番地所在の次の建物
やまとサービスセンター舎
421.82 平方 M 木造鉄板葺平屋建て
長野県飯山市大字静間1329番地8所在の次の建物
共同生活援助事業静間ホーム舎
164.79 平方 M 木造二階建て
長野県飯山市南町19番8所在の次の建物
雁木ふらざ舎
364.98 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
長野県飯山市大字飯山2850番地5所在の次の建物
共同生活援助事業たまちホーム舎
200.40 平方 M 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て
長野県中野市大字吉田字大塚777番地1
共同住宅・共同生活援助事業かおる荘舎
525.98 平方 M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
長野県中野市大字江部字一本橋1130番地11所在の次の建物
共同生活援助事業ホーム江部舎

215.72平方M 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
長野県飯山市大字飯山字赤畑1638番地6
共同住宅・共同生活援助事業 エムハイツ舎
380.91平方M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
長野県中野市大字片塩44-8所在の次の建物
総合安心センター はるかぜ
446.43平方M 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
長野県中野市大字笠原767番1所在の次の建物
きなり舎
462.31平方M 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
機械室
12.68平方M コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

- (3) 長野県飯山市大字常盤字北長峰100番地所在の次の土地6383.74平方M
長野県飯山市大字常盤字北長峰111-1番地所在の次の土地532平方M
長野県飯山市大字常盤字北長峰105番地所在の次の土地714平方M
長野県飯山市大字常盤字北小丸928-41番地所在の次の土地1190平方M
長野県飯山市大字常盤字北小丸928-47番地所在の次の土地1236.8平方M
長野県飯山市大字常盤字北長峰164番地所在の次の土地743平方M
長野県飯山市大字常盤字北長峰165-1番地所在の次の土地427平方M
長野県飯山市大字常盤字北小丸928-55番地所在の次の土地1834.58平方M

以上8筆合計 13061.12平方M

長野県飯山市大字常盤70番所在の土地330.24平方M
長野県中野市大字笠原字大新田765番4所在の次の土地1017.89平方M
長野県中野市大字笠原字大新田1010番1所在の次の土地119.73平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1985番1所在の次の土地155.63平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1986番1所在の次の土地191.51平方M
長野県中野市大字笠原字下河原1008番2所在の次の土地790.36平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1922番4所在の次の土地153.75平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1934番所在の次の土地3714平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1981番2所在の次の土地1857.70平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1983番1所在の次の土地225.08平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1984番所在の次の土地512平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1938番1所在の次の土地363平方M
長野県中野市大字赤岩字石見堂1939番1所在の次の土地375平方M

以上12筆合計 9475.65平方M

長野県飯山市大字静間1329番8所在の次の土地280.04平方M
長野県飯山市南町19番8所在の次の土地588.42平方M
長野県飯山市大字飯山2850番地5所在の次の土地359.22平方M
長野県中野市大字吉田字大塚777番地1所在の次の土地393.3平方M
長野県飯山市大字飯山字赤畑1638番地6所在の次の土地973.83平方M
長野県飯山市大字飯山字赤畑1638番地9所在の次の土地67平方M
長野県中野市大字笠原1008番1の次の土地324平方M
長野県中野市大字笠原1009番2の次の土地28.36平方M
長野県中野市大字笠原1009番3の次の土地53.6平方M
長野県中野市大字笠原766番1の次の土地518平方M
長野県中野市大字笠原767番1の次の土地650平方M
長野県中野市大字笠原767番3の次の土地33平方M

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三八条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため必要な手続きを取ら

なければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は、確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センターの事業（雇用安定等事業）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第40条 理事長は、この法人の趣旨に賛同する者の中から、理事会の同意を経て、顧問及び参与若干名を委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じるほか、理事会に意見を述べることができる。

第10章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

ただし土地については、常岩の里ながみね分は飯山市に、のぞみの郷高社分は中野市に帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人高水福祉会の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 春日 佳一

理事 小川 武夫
" 保科 柳太郎
" 篠原 羊一
" 山本 内藤
" 湯本 一男
" 斉藤 善教
" 滝沢 勝
" 野崎 忠雄
" 鈴木 甚右エ門
" 市川 芳雄
" 中村 庄司
" 尾身 卓雄
" 藤木 常博

監事 坪井 二郎
" 土屋 武則

附 則 この定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則 この定款は平成29年6月19日から施行する。

附 則 この定款は令和1年6月19日から施行する

附 則 この定款は令和2年1月8日から施行する。

附 則 この定款は令和3年6月24日から施行する。

附 則 この定款は令和4年1月7日から施行する。

附 則 この定款は令和4年10月6日から施行する。

附 則 この定款は令和5年5月10日から施行する。